

講演

現代の神社

宮地直一

今夕は何か神様のお話をせよと云ふことで罷り出た次第であります。

今更神社がどんなものだと云ふ事を彼此説明しやうとするのは、いかゞかと考へられますが、近頃敬神崇祖といふ聲が高くなりまして神社と云ふものが大分世間に知られて参りました。も、世人の注意も一層深くなつて來ましたので、一通り今日の制度の下に於ける神社はどんなものかと云ふ事を申し上げて、御参考の一端に資するのも強ち無益な業でないかと思ひます。是も昔から色々な沿革や變遷のありますること、其れを一々詳しく申上げますれば逆も時間が足りませぬ。そこで今晚のお話は主として明治から大正の大御代に掛けた所謂現代の制度或は社會に於て神社といふものは一體どう云ふ風に見られ又どういふ位置に居るかと云ふ事を簡單にお話して見たいと思ひます。

世間でよく申す言葉によりますと、神社は我が日本の國獨特の制度であると云ふ。言換へれば日本固

有のもので決して外國に比類がないといふことになるのでありませう。所が我國固有のものであり建國以來今日に引續いた此の制度は其の中間に於て幾多の變遷を経て居るのでありまして、明治大正の御代に於けるかやうに立派な姿で昔から障り無しに續いて來たものと思ふと大變な誤解である、其間には非常なうづり變があつた。其の變遷が幾たびか重なり重なつて其の末今日の狀態を呈し又斯う云ふ制度を生んだのであります。そこで古來の沿革を極く手取り早く搔摘まんでお話を申上げて見たいと思ふ。これも色々見方のある事で、或は思想や信仰の方面からも觀られませうし、或は制度を基礎にしても考へることが出來ませう。そこで假りに神社なるものゝ社會に於ける位地とも云ふべきものを土臺にして考へますと斯う云ふ沿革があると思ひます。

神社が社會組織の最も重要な要素の一として社會上に非常な勢力——勢力と云ふよりは寧ろ實力を以て政治や文明の方面其の他社會の全般に對して權威を有つて居つた時代が非常に長く續いて居るのであります。もう少し詳しく言へば、澤山の領地を持つて經濟上の基礎が非常に堅固で、武家なり朝廷の公卿衆なりと相竝んで社會を組織する上に缺くべからざるもの即ち一つの要素となつて居つた。其の時代はいふと、大凡平安朝の中頃から徳川時代の初めに至る迄の久しい期間が即ち其れに當るのでありまして此時分に於ける神社——寺院も同じことではありますが、神社や寺院は今日吾々の目に映じて居る神社寺院とは餘程趣を異にして居つた。社や寺と云ふものは無論何處迄も崇敬又は信仰なるものが主體になるので

ありますが、當時の社寺は單に信仰のみを生命として立つたものでなくして、其の半面に於ては立派なお大名である、立派な公卿衆である、實力を持つて居る、澤山の兵隊を控へて居る。だからして萬一の場合には干戈を執つて戰場に臨む、さうして或は源氏の味方をする者もある、平家に附く者もある、或は南朝に従ふ者も出來北朝に加勢する者も見はれると云ふ有様で、單に信仰といふ精神上の方面のみでなくして物質界に於ても相當の權威者として社會組織の重要な部分を成して居つた。それが王朝の末から豊臣氏の終り、大凡徳川幕府の起つて來る迄の幾久しい間に互つて居たのであります。

申す迄もなく神社や寺院の境域は、今日の言葉で表せば一種の中立地帯と言つて差支ないものであります。信仰といふ力を控へて居る爲めに敵味方に少しも其勢力圏内には手を觸れない。假令勢力は少し劣つて居つたにせよ、何しろ神佛の威靈が怖ろしい。之に手をつけたならば神様の祟りがある佛様の罰をうけるかも知れないといふ考の下に如何なる暴力を以てしても之を侵すことが出來ないといふ保障を得て居る、即ち丁度今日の所謂中立地帯に當る、一つの權が具つて居たのであります。搗て加へて色々な原因からして王臣權門勢家等諸家の寄進に係る莫大な領地を有し莫大な神人衆徒といふ配下を有つて居たのである。だから源頼朝が伊豆の蛭子島から僅かな勢力を以て起つて極く短い期間に天下を統一を致した其の裏面にはかの伊豆山や箱根權現の衆徒の勢力を見ない譯に參らないのであります。其後に至つては後鳥羽上皇の時分の承久の役にしても其通りで、この時は熊野山の僧兵が非常に活動した、又南北朝に致しても其

の例に漏れないのである。南朝が九州の端で五十幾年の久しきに亙つて勢力を持傳へたのは、其一つの原因として肥後國阿蘇神社に仕へて居つた阿蘇大宮司一族の盡力を認めなければならぬのであります、即ち社寺が大名と同じ働きをして國家の政治上に干渉する。一種の政教混淆ともいふべき状態であつたのであります。故に其の當時の社寺と今日のそれとを比較すると大變な違ひで、當時は社寺の全盛期と謂ふべき時代であつたのであります。

所が斯様な社寺の全盛時代といふのは、我が日本の國のみでありませぬで、東西の歴史其揆を一にするのでありませうが、戰國の末から織田信長が起り、次いで豊臣秀吉が勃興して參りました此の織豊二代の間に亙つて悉く根柢から覆されてしまつて、謂はゞ神社寺院と云ふものは骨抜きにされて了つたのであります。無論それ〴〵原因のあることで、必しもこの現象を信長や、秀吉一人の仕事に歸することは出来ませぬけれども、一例を挙げれば、信長が彼の叡山の燒討をやつて三千の衆徒を一人残らず殺してしまつたといふ大事件、或は又まさか違へば高野山を攻落さうとし、或は東西本願寺と戰つた、或は紀州の熊野山を降參せしめた。次いで秀吉の時代には全國に有名な刀狩、武家以外の者は刀劍を所持すべきでない、民間に武器を所持して居る者のあることは萬一の場合に甚だ危険であるといふ名義の下に、百姓のみならず神社寺院の武器を悉く取上げてしまつた、つまり此時代に於て色々な方面から神社寺院の勢力を根こそぎに殺いでしまつた。社領や寺領を沒收したと云ふことは申す迄もない。

斯の如く織豊二代の時分に當つて社寺の實力をすつかり奪つてしまひ、社寺其ものは神にお仕へし佛にお勤めするといふ精神界の方面一方と云ふことになり、聽て其の政策が徳川氏に依つて三百年の間嚴重に踏襲されたのであります。是は日本に封建制度を布いて武家の勢力を確立する上から申すと當然已むを得なかつた政策でありませうけれども、兎に角此の時代に於て斯様な始末になつて、神社や寺院は政治上の活動の舞臺から退き、精神界の主宰者としてそれ／＼その本分を盡すと云ふことに自から其分界が定まつたのであります。此事が聽て明治なり大正の御代の神社寺院を生出す前提でありますから、大いに注意をしなければならぬのであります。

それからもう一つ思想とか信仰といふ方面から考へて見たいと思ふ。これも極く極く古い時代の事は別にしまして、奈良朝以來千有餘年の間王政維新の際に至る迄は、所謂神道と佛教と此の兩教が互に手を引合つて神佛の信仰が並び行はれて居た時代であります。神佛習合に就いては色々六ヶ敷い理窟もあり教義上から説明をしなければならぬ事もありませうが、さう云ふ六ヶ敷い事は備措いて、兎も角も神様を大事にするといふ考と佛様を崇めるといふ考と、此兩方が相容れて居た時代であります。敬神は聽て崇佛、崇佛は聽て敬神で、敬神崇佛二つ無く、永と波との様な關係で、兩者の間に差別が無いと云ふのが中古以來の思想界を通じた現象であらうと思ふ。それ故に武家が天下を治むる根本方針と致した彼の貞永式目や其の他法度類を見ましても、劈頭第一に、神社を大切にしなければならぬ、社殿の破損した場合には修復を

せよ、神社の祭は大事であるから等閑にしてはならぬと云ふ意味を訓令すると同時に、其次に直に寺の事を書いて、僧侶は佛事の勤行を懈つてはいかぬ、寺塔の破損は直に修理しなければならぬと教へてある。即ち敬神崇佛並び行ふと云ふのが武家の天下を治むる精神である。朝廷に於ても亦然りであつた。

平安朝時代に於て最も佛教の御信仰が深く在らせられて眞言宗の血脈の世代の御一人にまで御數へ申す宇多法皇は、御自身に記された御日記が僅か一部分ながら今日に傳はつて居りますが、其れを拜見致しますと、朕は子供の時分から非常に佛教信者であつた。天子になる前に一度は髪を剃つて僧體にならうかと思召したけれども止める人があつて、さうもならなかつた。子供の時分から一切生臭い物は食はないと、斯う云ふことを御書きになつて居る程、極く御若い時分から佛教の御信仰の非常に厚い天子様であつた。當時の高僧達にも劣らぬ程の御方であつた。而して斯の如く佛教を深く御信仰になつたと同時に御日記の中に、我が日本の國は神國であるに由つて神社の祭は決して等閑にしてはならぬと云ふことを明かに仰せになつて居る。是等は當時の世態人情をよく表はしたもので、佛教の信仰と神社の崇敬とは決して矛盾するものでない、斯の如く佛教御信心であつたが故に益々神社を崇敬せられる御念慮も深かつたのである、斯う云ふ證據に引かれやうと思ふ。斯の如き類例はまだ外にも澤山有ります。何か天下國家に事が有つて御祈禱を仰付けられる時には、神社と相竝んで寺院も之に預る。天皇御二代に一度の盛典として劍とか鏡とかの寶物類を諸社に奉納せらるゝ大神寶奉獻といふことがあると、その側では佛教の式が行はれて僧侶

をして經を讀ましめ、或は佛舍利を天下の神社に捧げられる、朝廷は申す迄もなく幕府に於ても將た民間に於ても神佛事が并行して其間に矛盾する所が無かつたのであります。

然るに神佛習合の久しき次第に種々な弊害を生じ來つたと云ふことも争ふ可からざる事實であります。餘りに僧侶が勢ひを得過ぎた結果として方々の神社の神職を苛めるので、之に對して神職の方で敵愾心を起すに至つた傾も見える。日本は神國であつて決して佛教の助を藉りて神道が盛になつたのでなく、神道は神道一方だけで充分に之を國の教とし信仰の對象として行けるものであるといふ自覺が徳川時代の中頃から末、國學の復興と共に識者の間に起つて來た。そこで神佛が久しい間提携して來た此の形勢に一大變化を與へました。その末御維新の際に於いてかの神佛分離の大運動を生じたのである。悉く神社から佛臭いものを出してしまふ、さうして昔のズツと古い時代の姿に復してしまふ、それから後は國家の制度として神社を認めやう、少く共行政の上に於て神社と寺院とを區別しやう、と云ふ此の確乎たる方針の立つたのが即ち御維新の時の制度なのであります。

そこで行政の上に於て神社は何う云ふ取扱を受けて居るか、所謂神社行政とは何を指すかと云ふ問題に移つてお話を申し上げます。

是も時代に依つて多少の相違があります。先づ古い時代では御承知の如く祭政一致であり、其の後祭政の兩つが行政機關の上に於て別れることになつたのであります。先づ全體を通じて其の内容をお話する

と、神社行政は祭祀と事務と此の二つに區分することが出来やうと思ふ。そこで祭祀の目的といふのは何處に在るか。何の爲めに神を祭るのかといふと、是は時代に依つて變遷はありませぬので、佛教と習合してから後でもしない前でも、之を通じて申すと天下の泰平國家の安穩といふ簡單な文字に歸着せしめることが出来やうと思ふ。少く共朝廷に於て神社行政として行はれて居つた祭祀の目的はそれである。但し人民が私に神を祭る場合は別である。所謂國家の進運を期する。之に由つて國家を發達せしめる國家の福利を得しむると云ふことが何處迄も祭祀によつて得らるゝ結果であると言はねばならぬ。隨つて社殿の修繕であるとか或は之を維持經營するに必要な領地であるとか、或は之に奉仕をして居る神官であるとか、或は其れに附いて居る所の人民と云ふものを取締る事、是が一面に於ける神社行政の一半を占めるものでもあります。むかし王朝時代に於て神祇官と云ふ役所がありまして神祇に關することを管掌して居た。御維新の初にも神祇官と云ふものを設けられたのでありますが、その目的は國の祭祀を行ふと同時に全國の神社及び之に附屬する神官や神民等を取締るのでありまして、唯今申した事と略ぼその内容を一にして居るのであります。

所がこの御維新の際に置かれた神祇宮は王朝時代のそれと少し趣を異にするものがある。それは何かと云ふと、神を祭り神社を管理する以外に於て、神道を以て天下の人民を教化指導する任務を附帶して居たこととであります。是は其の當時としては尙に必要なあつた事でありまして、之が爲めに明治二年の九月に於

て神祇官に宣教使といふ職が置かれてそれ／＼掛りの役人が任命せられました。さうして三年の正月に大教宣布の詔と云ふものが下りまして、大に惟神の道を宣揚して天下の人民を化する。つまり今日の言葉で申せば思想の統一を圖らうとせられたのであります。それが爲めの機關としては大教院と云ふものを設け大、權大、中、權中、少、權少、博士及び講義生といふやうな役人がありまして、其れが始終その方面の事務に當つて居たのである。

其の宣教使の宣教した内容は何かと申しますと、大に神明を敬せなければならぬと云ふこと、是は申す迄もないことです。其次には倫理道德を明かにしなければならぬ、人倫の道を講明すると云ふ道德的の教訓が含まれて居る。第三には君に忠義を盡さなければならぬと云ふ教がある。かやうなことは事新らしく申す迄もないのであつて、今更そんな事を講釋しなくつても分つて居るではないかと云ふ御懸念もあるかも知れませぬが、其の當時に於ては確かに其の必要を感せられたのでありまして、つまり徳川幕府が倒れ王政維新に由つて明治政府が立つたが、天下の廣き、四方の民の中には未だ充分に天子の尊いことを辨へぬ者がある。そこで王政維新の意味を能く徹底せしめて 天皇の尊きを知らしむると云ふことが、聽て宣教使を置かれた一つの目的であり神道を教化の基本とせられたのも一には之が爲めであつたと思はれます。其の點に於て此の宣教使なるものは餘程の成績が有つたものと看なければならぬと思ふ。殊にこの當時は教育機關も充分に整つて居らず、やつと昔の寺小屋の残りがある位な時代でありましたから、かやう

に各地方に於て説教を致すと云ふ事は、策の宜しきを得たもので、此の點に於て大に成功したものであると云ふことを兼々先輩の方々から聞いて居ります。

所で、四年になりましてから其の神祇官が或る事情の爲めに廢せられて神祇となつたのでありますが、今申した宣教使の職制は依然として存續して居りました。而して中一年置いて五年の三月になつて神祇省も亦或る事情の爲めに廢められて今度は教部省と云ふのが新たに置かれました。さうして教部省には教導職と云ふものを置きました。是が前の宣教使に當るものです。所で此教導職に就いては餘程珍な話があるのです。それは何かと云ふと、神官と共に僧侶も其一つに加へたのです。明治の初年に於ては神佛分離といふ事をやつて、僧侶を苛めると云ふ積りではなかつたのでありますけれども、神社の勢力範圍内から佛教を悉く驅逐してしまつたのであるが、僅か四五年經つて明治五年になると、政府の役人の一つとして置かれた教導職に僧侶を加へた。當時の教導職は今日の教導職とは違ひまして政府から保護される官吏の一つである。それにツイ先頃迄は大に排斥した僧侶を加へることになつた。

是は二つの理由がありまして、假に僧侶の側から考へますと、廢佛の擧で大に、苛められて將に活路を失はんとしたから、何とかして政府の方に縋つて一つの新方面を開きたいと云ふ希望を以て政府の方に段々運動をしたと云ふ話も聞いて居ります。又一方から言へば、人民を教化する人民を訓練する人民に説教するといふ事は必しも是は神官だけのやるべき事ではない、同じ精神界の方面に關係する者であるからして

僧侶にも關からしめたら宜からうといふ非常に腹の大きい考です。理窟から考へれば如何にも尤もな事でありまして、人民を教化することは必しも神官のみに限らない、僧侶も大に之に適して居るといはなければならぬ。併し乍ら神官、僧侶、その他の者を一緒にして其れを教導職と云ふ立派な名前の下に統一して天下に教を布かうと云ふのは事實餘程六ヶ敷い話なので、其れを統一をするシツカリした基礎が無ければならぬ、信條が立てられねばならぬのであります。そこで三條の教憲と云ふものが其當時出來たのであります。之が教導職が各地方に出て説教する所の根本信條である、之を土臺にして説教することにした、それは先程申した神明を敬する云々といふ事と大差は無いのであります、第一條は敬神愛國の旨を體す可き事。第二條は天理人道を明かにす可き事。第三條は皇上を奉戴し朝旨を遵守すべき事。此三ヶ條が所謂三條の教憲であつて、之を大本とし尙之を細かに碎いて小さい幾つかの項目にして其れに就いて話をするのであります。そこで當時の教導職の組織の大體をお話しますと斯う云ふ風になつて居ります。當時伊勢神宮の祭主をして居られた近衛忠房公と、出雲の大社の大宮司をして居られた千家尊福男、此二人が權少教正といふ職分を兼ねる。それから西本願寺の法主の光尊、東本願寺の法主の光勝の兩師、此二人も矢張權少教正といふことにして、さうして東の方の管長が近衛公で西の方の管長が千家男爵である。それから明治五年の八月には全國の神社に奉仕をして居る神官が悉く教導職を兼ねることになつた。神社に奉仕すると云ふ側からは神官であり宮司とか禰宜とか或は祠官とか祠掌と云ふ官を有つて居る、一方教導職と云ふ側からは

大教正とか中教正とか或は權大講義とか權少講義と稱へて兩方兼務することになりました。さうして同じ少教正と云ふ役の中にも近衛公とか千家男とか云ふやうな人があるかと思へば一方では東西本願寺の法主が同じ其職を有つて居るといふ様な譯で今日から見ると餘程奇妙なことなのです。それから信仰の中心としては東京に大教院と云ふものを立て、地方に中教院小教院と云ふものを置く。さうして大教院の主神としては造化の三神と天照大神の四柱の神を祭る。さうして大教院は元は東京の麴町に在つたのでありますが、之が明治六年に芝の増上寺に移つた。今迄お寺で在つた増上寺の本堂を以て之に充て、神官と僧侶が席を同うして祭典に奉仕をする。坊さんが俄かに烏帽子狩衣を着けて神に仕へるといふ頗る奇妙な現象が爰に生じたのです。斯う云ふ事は如何にも趣旨に於ては結構なことであつたでありませうが實際永續の出來やう筈がない。大に神道といふものに宗教的色彩を發揮せしめ、之を以て將來の思想を統一する根本にしようかと云ふ趣旨は結構であるけれども、是迄相反目して居た神官と僧侶とのみならずその他のものも皆等しく教導職といふ名の下に網羅すると云ふことは恰も水と油を一緒にする様な事であつて到底永續の仕やう筈がない。

そこで段々之に對して異議を申立てる者が表れ、神道家の間にも議論が起つた、先づ第一に分離の動議を出したのが東西本願寺即ち眞宗に屬する側であります。自分の豫て信じて居る佛教を説教することが出來ないでと云ふ立場になつたから餘程苦しかつたものと見える。續いて各宗の者が我も我もと叛旗を翻す

と云ふ有様で、明治八年に至つて是迄の神佛混同の教導職と云ふものを一切廢めてしまつて今後各自宗教の宣布を自由にすると云ふ事にしたのであります。それ故に折角政府の目論見も趣旨に於ては結構であつたけれども奈何せん方法宜しきを得なかつた爲めに僅か四五年許りで瓦解することになつたのであります。併し乍ら兎も角も此の宣教使や教導職と云ふものが徳川の瓦解の後を承けた王政維新の初に臨んで天下の人心を纏める上に於て、殊に皇室の尊むべき所以を知らしめる上に於ては一方ならぬ效果の有つたものと認めて差支ないと思ふのであります。

先づ今申上げました通り其計畫はオジャンになつたのであります。それから四五年経ちまして明治十五年に至つて愈々今度は神官が教導職を兼務することを一切廢めると云ふことになつた。元は神官が教導職を有たなければならぬと云ふので大に神道の宗教的使命を發揮しやうと努めたのが、今度は全く反對で、教導職を兼ねては相成らぬ、神官は神官として守る可き方面があるから所謂宗教的方面は神道教師の側（今日の神道十三派）に一切任せてしまふと云ふことになつた。即ち神社に奉仕をして居る神職と所謂神道教師との職分の區別がキチンと立つて來たのであります。斯う云ふ次第であるから、御維新の初から明治十五年に至る迄の間には餘程の變遷が有つたのであります。即ち神佛を分離すると云ふことが一番初めで、其次には神職と僧侶と混同して宣教を行つた。次には神社と宗教とをカツキリ區別してしまつて、神社は何處迄も宗教と混淆すべきでない、神社は宗教の上に超絶すべきである、斯う云ふ方針が明治

十四五年頃から立ちまして、此方針の下に統御されて居るのが是が即ち今日の神社なのであります。

今日の制度の下に於ける神社とは何ぞや。之も分り切つた様な事で、神靈を祭つてある所が懸て神社でありますが、然らば吾々其の神棚にも神様が祭つてある、或は稻荷さんとか妙見さんとか聖天さんとか、色々な祠の類が世間には澤山あるが、あゝいふものも總べて神社であるかといふに、最も或る時代にはあゝいふものをも引纏めて神社と云うて居らぬでもありませんけれども、今日の制度の下に於ける神社と云ふのは、芝居小屋の中の稻荷さんとか吾々の神棚に祭つてある神達又は聖天妙見の類までを廣く指すのではありませんので、少く共我が日本建國の時に現れて居らるゝ天神地祇並にそれ以後の歴史年代になつての天皇、皇族及び國家に對して勳功を樹つた方々が其の祭神でなくてはならぬと云ふ事と、それに公と云ふ性質を有つて居なくてはならぬと云ふ事であります。一個人の祭る所でなくて公共の祭場である。公共と云ふものにも随分範圍のおるので、何人以上といふ限界は甚だ申しにくいのでありますけれども少く共吾々一族なり或は一個人なりが邸内に祠を建て、自分だけで御祭をして居ると云ふやうなものでは、幾ら偉い神様を祭つてあつても其れは神社ではない。何人も自由に參詣が出来て公に祭る、日本臣民公共の祭場であるといふ性質が其れに備はらなければならぬ。其外、建物については本殿、拜殿、鳥居とか、境内の坪數は何程と云ふ制限がありますが、これは取扱の上の規定であつて、根本の要件は今申す二つのもので盡てをる。是が今日の制度の下に於ける神社であります。

それから神社の數です一體神社の數は幾らあるか。是は一分一厘も違はぬと云ふ正確な統計は先づ分らぬと申上げて差支なからうと思ひます。けれども比較的正確で信憑すべきものに依りますと、日本内地だけで十一萬七千七百三十社有るのであります。これは最近のもので即ち大正六年六月末の調であります。それより新しいのは今出來て居ない。尤も此外に伊勢の大神宮が御有りになるのであります。それは先づ別にして又臺灣、樺太、朝鮮に於ける神社も取のけにして、日本内地だけでこれ丈有る。而して是は無論獨立した神社を數へたのであります。大きな神社の境内に小さい社の在るのは數に這入つて居ぬのであります。此の十一萬餘の神社が即ち唯今申した様な定義の下に公に認められて居る所謂公認の社であります。其大部分は無論御維新前から存在したもので、即ち歴史的の由緒や縁故を有するものであります。殊に神社や寺院と云ふものは人間の家族とは違ひまして永久的の生命を有するものでありますから古いものが大變に多い。徳川時代になりましたから新たに神社や寺院を建てることを非常に嫌つて殆どそれを許さない。但し江戸の市中の稻荷さんだけは取除けど云ふ特殊の取扱はありましたが、大體この時代に於ては社寺の新規創立と云ふ事を認めなかつた。だから此十一萬何千と云ふ中には徳川以前から存して居た古いものが非常に澤山有ると看なければならぬ。尙是は最近の表であります。爰十年許り前迄は十五六萬も有つたのであります。それが御承知の通り神社合併の令が出て段々數が減りまして、唯今申上げる様な統計になつたのであります。先づ是で數だけは大體御分りになつた事と思ひます。各府縣別の表が此處にあ

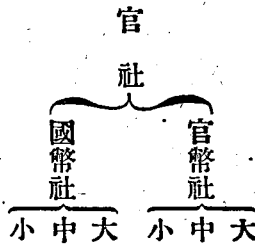
りますけれども餘り煩はしいから其れは略して置ませう。斯の如く十一萬餘といふ多數の神社がありますが、是がそれ〴〵由緒を有ちそれ〴〵歴史を有ち其境遇や事情や性質を異にして居るのであります、例へば人間が幾人あつても悉く其心理状態や容貌が違ふ様に千差萬別と云つて差障がありますまい。それを概括して祭神なり其他の性質から申せば今お話いたしました通りであります。

所で今お話したやうな祭神であつて又さう云ふ性質を有つて居る此の多數の神社の中には取扱上優劣の差がある、優劣と言ふと甚だ誤弊がありますが、假に此言葉が宜しいとすれば、非常に偉い待遇をうける神様もあれば左程でない神社もある。或は尊卑といふか上下といふか、丁度人間社會と同じ様な階級或は資格といふものが其間に生じて居るのであります。それを社格と云つて居ります。

社格と云ふものは朝廷の御崇敬が標準になつて區別された神社の資格の上の別け方であります。是は歴史的の沿革を有つて居るものであります、來歴をお話すれば、少く共大化の改新から奈良朝の初に至るあの千何百年前に定まつた制度であります。之に依つて自から神社に等級が出来て來て居るので、即ち官社、非官社と云ふ區別が昔から限定されて居ります。非官社と云ふのは私が假に附けたテクニクでありまして、官社に非ざるものを示す爲めで、別に該當する語がありませんからお話をする便宜上名づけた丈であります。官社と云ふ方は立派に制度の上に用ひられた名でありまして、澤山有る全體の神社の中で朝廷の御崇敬を受ける神社は即ち官社である。此の官社と云ふ制度は御承知の通り王朝時代の中頃即ち醍醐

天皇の延喜年間に定められました延喜式に規定されて居るので、之が根本的の規定でありまして、御維新の際の制度はこの延喜式から生れ出たのであります。延喜式の話は餘りに古過ぎるのでありますから、今日は現在の官社とはどんなものかと云ふ事をお話致します。

明治四年の五月に社格の制定と云ふ事が明治政府に依つて企てられました、天下の神社を官社と諸社といふ二つに區別したのであります。諸社と云ふのは私が唯今申上げた非官社と名づけたのに當るものであります。先づ官社の方からお話を致します。



官社の種類といふものを此の時に官幣社、國幣社の二種とせられた。色々な點から攻究をしますと官幣社國幣社と云ふのは上下尊卑の區別でなくして神社の性質上の區別らしい。さうして次に之を大社、中社、小社と別けた。爰で初めて階級の觀念が見える。是丈が神祇官直轄の社でありまして即ち國で直接支配をし監督をする社であります。

諸社
府(藩)縣社
郷、村社

次に諸社と云ふのは之を府(藩)縣及郷村社に別けます。且つ其の當時はまだ藩と云ふものが幾らか残つて居りましたので、府縣社の外に藩社と云ふのが有つた。而して其下に郷社、郷社の下に村社、斯う云ふ別け方です。

官幣社と云ふのは即ち神祇官から幣物を奉つてお祭を致すで、官とは神祇官の官である。國幣社と云ふのは地方官が之を祭る。それから諸社は總べて地方官の管轄をうける社で、府縣全體の尊敬を集めて居ると云ふ様な大きな社であれば之が府藩縣社であるし、又一郷の氏神と崇められて居る社であれば郷社である。それから村社と云ふのは一部落の氏神である。此の當時の考に依ると一地方一部落の氏神と崇められて居るものが村社で村社は郷社の下に付くものである、決して獨立の資格のあるものではない、幾つかの村社が總本家と云ふべき郷社の下に附いて居ると云ふ遣方であります。先づ明治四年に定められた社格の別け方は右申上げた通りであつたのであります。

更に今度は何う云ふものが官幣社である何う云ふものが國幣社であると云ふ内容に就いて考へますと、尤も是は明文がある譯ではありませぬが、事實から推して見ますと、つまり皇室との關係が本になつて居るのであります、皇室の御崇敬を受けたとか、若しくは、天皇を御祭り申したとか皇族を御祭り申

したと云ふやうな即ち 皇室と關係ある社が所謂官幣社である。それから各地方々々を開かれた所謂、國土經營の神として地方との關係に重きを置いた方が國幣社である。斯う云ふ區別らしいのです。さうして待遇と云ふものは何も官幣大社の下が國幣大社とか云ふのではない。小社は小社で同等であり、中社は中社で同等大社は大社で同等であつて、其性質の國幣に屬するものは國幣社、官幣に入るべきものは官幣社と云ふ積りで定めたらしい。無論官幣小社と國幣小社と較べればそれは官の方が上席に着くのでありますが、事實上の待遇は官幣であつても國幣であつても、小社は小社で同じ待遇を受ける、中社は中社で同等、大社は大社で同等となつて居ります。

所が明治五年の四月になりまして別格官幣社と云ふのが新たに設けられました。是は初めに無かつたのが、一年經つて置かれたのであります。何故に別格と云ふかと申しますと、さきに定められた官國幣社の祭神は多く神代の天神、地祇に屬する神様である、一二の取除けはありますが大體は古い方々である。又其神社が何百年或は千年以上という古い來歴を有つて居る。所で別格官幣社と申しますのは、一番最初に出來ましたのが神戸の湊川神社でありまして、御承知の通り楠公を祭神としたのでありますから、御祭神の年代は神代の神様に較べて非常に新しいと申さなければならぬ、又神社の來歴と云ふものも歴史上から考へれば明治三四年から五年迄の間であるから之も極く新らしい。即ち祭神なり由緒の上から見て其他の神社とは餘程趣が異ふ。そこで従前の官幣又は國幣の大中小社の何れにも入れることの出來ない一つの新

しい格と云ふので別格官幣社となつたのであります。夫故に別格官幣社と云ふのは官幣社には相違ありませんけれども大中小の何れにも該當しない官幣社である。併し實際の取扱上では官幣小社と同じ待遇を受けて居るのであります。

それから今お話をした郷社の下に村社が附くといふ此關係が何時の間にか切れてしまつた。關係が切れたと云ふと甚だ變であります。郷社の下に村社を附けると云ふ事が幾らか無理な制度であつたかも知れぬ。段々郷社は郷社として獨立をする、村社は村社として郷社を顧みないと云ふことで、それ／＼獨立した所の一つの資格となつてしまつた。

先づ是が今日迄引續いて居る状態でありました、現今では官幣大社に列せられて居る社が五十五社、官幣中社が二十一社、同小社が四社、別格官幣社が二十四社、これは楠公の湊川神社が一番初で、他の二十三社は其の後順々に出來たのであります。それから國幣大社が五社、同中社が四十六社、同小社が二十四社、合せて百七十九社といふ國幣社が有るのであります。十一萬何千と云ふ神社の中で僅か二百に足らぬ頗る少數ではありますが、是がどの方面から見ても代表的の最も著しい神社であります。

次には神社として最も重要な經濟の方面の事を附加へて置きたいと思ひます。神社の維持經營される基本と云ふものも時代に依つて變遷があるのであります。先づ御維新前では大體の處土地から出る收入に依つて維持經營されて居つたと見なければならぬ。古い所では神田とか神戸とか、中世時代には有名な

莊園、徳川時代以後は朱印黒印領或は除地と云ふものがあつた。斯う云ふ土地の収入が其の主なる部分を占めて居たので、其外には人民から寄進せられる色々な物資がある。神社の恰も基本財産とも云ふべき社領即ち一種の固定資本から出るものと、人民から寄進される社入と、此二つに依つて維持經營せられたと云ふ事は動かぬ事實と謂はねばならぬ。それが御維新後どう云ふ風に取扱はれたかと申しますと、御承知の通り明治四年になつて社寺領の土地の令が出まして、從來持つて居つた朱印地黒印地と云ふものが全部政府に取上げられた。それから或は社寺遞減祿と云ふものが一時の間に合せを致しましたけれども固より永久の制ではなかつた。そこで政府が神社に對して執つた方針は何うかと云ふと、伊勢神宮は申す迄もなく官國幣社は國家として維持經營をしなければならぬものである。無論これは御維新後に於ても多少の變遷はありますが先づ最初の時代から國として維持經營をしなければならぬものである、人民の歸依信仰に任して彼等の自由意志に放任すべきでないと云ふので、年々若干の金を支出致して居るのであります。そこで今日の所では官國幣社の爲めに支出されて居る金が二十二萬圓であります。其外に伊勢大神宮に十三萬圓、合せて三十五萬圓となります。但し其の二十二萬圓と云ふものは、靖國神社、臺灣神社、樺太神社及び招魂社を省いての額であります。先づ神宮並に官國幣社に對して國から支出する所の經費は、ザツと三十五萬圓と見れば宜しいのであります。

そこで神宮は十三萬圓である、他の神社は二千二萬圓である。此二十二萬圓と云ふものが今お話した百

七十九の官國幣社に分配されるのでありますが、無論それ／＼分配の率がありまして澤山貰ふ所もあれば少い所もあり一様には申されませぬけれども、假に平均して見ますと一社が千百何十圓と云ふものになります。無論今日は物價騰貴の時代でありますが、物價が騰貴しなくつても、千百圓位の金で以て一つの神社を維持經營することの出來ないと云ふのは申す迄もない。例へば其の神社の宮司が百圓の月給を貰つて居れば千二百圓を要する。それ丈でも百圓の不足が生ずる。宮司の外に勿論他の職員を置かなければならぬ、小使も入用である、御供へ物もしなければならぬ。到底これ位の金を以て維持經營は出來ない。然らば一體どうするかと云ふと、今申した二十二萬圓以外に於いて、皇室から御出しになる所の幣帛料と云ふものが若干有ります。又國幣社であれば國庫から出る幣帛料がありますけれども、國幣社全體に對して三千三百圓位で知れたものであります。官幣社の幣帛料にしても大したものではない、而して一社を經營するのに何うしても二千圓や三千圓の金は掛かります。そこで、あとは何處から金が出るかと云ふと、無論其神社の持つて居る財産に依つても幾らかの利子を出せる。尙其他は人民から捧げる所のお賽錢とか其他の寄附金等に依つて支辨される譯であります。國家が經營をする或は國立とは申しますものゝ文部省の直轄學校の如きとは少し趣が違ひまして、全部の經費が國から出されるのではない、つまり朝廷と國家と人民と、此三者が相倚り相俟つて神社の維持經營が立派に立つて行くと、斯う云ふ風に見なければならぬと思ひます。

經濟方面の模様は以上お話致した通りでありまして、神社と云ふものは何うしても人民の尊崇と云ふ事から離れない、又離すことは甚だ不得策である。國家としては唯今申上げた通り大に之を保護する、尊禮もする、その發達を期する、之に依つて國家の進運に期せしめる、即ち今日の言葉でいふ國家の宗祀と云ふ實を現さうとするのが其精神でありまして、他の佛教とか基督教とか、お寺とか會堂とかと云ふものは全然取扱方が違つて居る。

さて今日の所國で供進する所の金丈で立派に維持經營が出来て一文もお賽錢を仰がなくても宜いと云ふ充分の保障の有るのは、伊勢の大神宮なり臺灣神社なり樺太神社なり或は靖國神社と云ふ様な經費の潤澤な處であります、靖國神社の如きは年に七千五百圓許り國庫から出る。七千五百圓位一社に對して貰へば十分に維持經營が付くのです。所が前に申す通り僅か千百圓と云ふことでは到底足りない。足りないから何うしても其不足は人民の寄附に待たなければならぬ。處で此の寄附に待つと云ふ事が、洵に妙な事のやうに考へられますけれども、是が却て或方面から言ひますと、何時迄も心を失はず繼がして置く爲めには一つの利益になる點がありますので、國立であるからといふて全部の經費を國から出してしまつて人民と一切關係を斷つと云ふことは、神社を永遠に保つ所以であるか何うか。其點は餘程考へ物である。無論或る特別の神社は別問題でありますが、一般の神社に就いては餘程考究を要する點であると思ひます。

それから御祭の事を一寸附加へて置きたいと思ひます。先程御祭の目的と云ふことをお話しましたが、

御維新後神社の祭祀と云ふことに就いて何う云ふ風に考へ何う云ふ取扱方をして居るかと云ふと大體斯う云ふ風に別かれるのであります。即ち例祭、祈年、新嘗、遷宮此四つに別かれます。是は明治十年頃に定められた制度であつて今日も矢張其通りであります。色々の御祭がある其中で最も重いのは先づ爰に擧げた四つの御祭でありまして即ち大祭と云ふものであります。今の所で大祭、中祭、小祭といふ三段に分れて居りますが其中の大祭に入るものは右の四つであります。而して同じ大祭でも最も重きを置きますのが年に一度若くは二度行はれる所の例祭であります。年々一定の日に行ふので、多くは一度です。靖國神社の如きは春秋二季に行ひますが、さう云ふのは稀である。之が最も重きを置かれる御祭です。つまり今日の御祭は例祭中心主義とも云ふべきであります。夫故に例祭には官なり國庫から奉る所の幣帛料も一番多い、御祭の次第等も最も叮嚀である。それに次いで同等の重きを置かれて居るのが祈年、新嘗といふ二度の祭であります。日本の國は所謂農業本位であつて昔から農を以て國の本として居る。神社の祭祀の上にも自から其趣が表はれまして、農事に關する祭が最も重要な部分を占めて居ります。即ち二月には其年の五穀豐穰を祈る祈年祭、十一月には無事に五穀豐穰したと云ふことを神に謝し併せて 陛下親ら之を聞召される新嘗祭、此の二つが同等の御祭で例祭に次ぐ所の重い祭となつて居ります。もう少し的確にお話を致しますと、大社であれば例祭の場合には五十圓の幣帛料が供進される、祈年、新嘗の場合にはごちからも二十五圓である。半額になる。それから次には遷宮祭であります。即ち御殿が破損したとか或は無く

なつたと云ふ場合に御假殿を造つて其れに御遷しをする、又新たに御殿が出来上がった時に御假殿から新殿へ御遷しをする場合には行はれる祭であります。之も御神體を動かす御祭であるから重くなつて居る。が今日の制度では幾らか祈年、新嘗よりは軽いといふ取扱になつて居ります。先づ斯う云ふのが一般に神社に對する祭祀の方面の制度であります。但し靖國神社には此外に合祀祭と云ふのがありまして、新たに祭神の殖える場合に其祭神を勧請して御祭をする。是は特殊の取扱で他の神社に於ては無い祭です。それから例祭、祈年、新嘗には幣帛供進使と云つて朝廷なり國から幣帛料を供進する即ち知事とか内務部長とかの吏員が神社に參向して祭典を舉げます。此の例祭、祈年、新嘗の三度の祭り幣帛を奉り吏員の參向することは官國幣社のみならず、今日では府縣郷村社の末に至る迄同じ事になつて居る。

尚色々申し上げたい事もありますが、先づ現在の神社といふ題目に就きましては以上申し上げた所で大體の點は盡きて居るかと思ひます。若し何か御質問でも有りましたらば存じて居る限りはお答へを致します。(完)

